

ESCO 専門委員会における検討状況について

・ ESCO 専門委員会における検討事項等

(1) ESCO 事業の普及促進方策の検討

昨年度は5年目専門委員会において国及び独立行政法人等の契約締結実績、ESCO事業を実施する場合の障害や課題等の把握を行ったところである。本年度は、昨年度の検討結果等を踏まえ、ESCO専門委員会において、以下の調査を実施している。

- 国及び独立行政法人等の契約締結実績調査及び詳細調査
- ESCO事業者へのアンケート調査
- ESCO事業の対象要件等の整理
- 国及び独立行政法人等への普及促進方策の検討

なお、国及び独立行政法人等に対する効果的な普及方策については、第3回専門委員会（11月28日開催予定）において検討を行い、最終的にとりまとめ、第3回環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）に報告の上、可能なものから順次実施する。併せて、ESCO事業の対象要件に係る情報を調達者に適切に提供するために、必要な提供内容及び提供方法等について検討を行い、広く周知していく。

(2) 国庫債務負担年限に係る検討

環境配慮契約法第7条の規定により、ESCO事業の契約に当たっては、10箇年度以内の債務負担が可能（通常は5箇年度）となっているところである。

一方、平成24年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において、「ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う」こととされている。規制・制度改革に係る方針からの指摘については、最終的に検討会において法施行状況等の検討と併せ結論を導出することとなるが、本専門委員会においても、ESCO事業者への調査、ESCO事業の対象要件等の整理に当たって実施した事例分析の結果等を踏まえ、現段階における国庫債務負担年限に関する考え方をとりまとめ、検討会に報告することとしている。

(3) 省エネルギー改修事業の定義の変更に係る提案

環境配慮契約法に係る契約類型の追加、見直し等の参考とするため、本年6月3日から6月28日まで提案募集を実施したところ、「省エネルギー改修事業の定義の変更」に関する提案が寄せられたところ。提案内容について本専門委員会としての考え方をとりまとめ、検討会に報告することとしている。

．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項（案）

1．省エネルギー改修事業に係る契約に関する考え方

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約実績は、必ずしも十分な実績をあげているとは言い難い状況にあることから、本専門委員会において、国及び独立行政法人等における ESCO 事業導入に当たっての対象要件等の整理、ESCO 事業の普及促進に向けた具体的な方策等について専門的見地から検討を実施してきたところ、普及促進に当たっての課題及び方向性については、以下のとおりと考えられた。

- 環境配慮契約法における ESCO 事業の導入促進の方針及び ESCO 事業の具体的な内容が必ずしも認知されていない状況もあることから、必要な情報を適切な主体に的確に提供・周知する必要があること
- 通常の設定等の更新、改修計画の検討に当たって、ESCO 事業の導入可能性に関する検討が十分に実施されていない場合もあることから、こうした時期を捉えて、事業化の可能性を検討することが重要であること
- ESCO 事業導入の検討に当たっては、対象となる施設のエネルギー消費量、光熱水費等の実態把握及び分析、採用可能な省エネルギー技術の抽出結果に基づく総合的な観点からの判断が必要となること

現行の省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項においては、ESCO 事業の導入可能性判断の実施に関する明示的な記載はなされていない。上記のとおり、ESCO 事業の導入に向けては、当該施設におけるエネルギー使用実態、光熱水費等の特性等を踏まえた判断が不可欠となることから、その必要性を広く周知するとともに、施設の実態把握及び分析を促進することにより、導入可能性判断の実施事例を増やすことが、結果として ESCO 事業の普及促進につながるものと考えられる。このため、ESCO 事業導入可能性判断の実施について基本的事項に記載することが必要と考えられる。

2. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

環境配慮契約法基本方針に記載する省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項（案）を以下のとおりとする。

3. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

省エネルギー改修事業（法第5条第2項第3号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・ ESCO事業導入のフェージビリティ・スタディを実施し主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点からESCO事業導入可能性判断を行い、ESCO事業を可能な限り幅広く導入するものとする。
- ・ ESCO事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フェージビリティ・スタディなどESCO事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。
- ・ ESCO事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。
- ・ ESCO事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。
- ・ ESCO事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されうるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。
- ・ ESCO事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。
- ・ ESCO事業の終了前に、ESCO事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者を求めるものとする。

参考（現行基本方針の基本的事項との対照）

改 定 案	現行基本方針の基本的事項
<p>3．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項</p> <p>省エネルギー改修事業（法第5条第2項第3号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点からESCO事業導入可能性判断を行い、ESCO事業を可能な限り幅広く導入するものとする。</u> ・ ESCO事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フィージビリティ・スタディなどESCO事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。 ・ ESCO事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。 ・ ESCO事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。 ・ ESCO事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。 ・ ESCO事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。 ・ ESCO事業の終了前に、ESCO事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。 	<p>3．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項</p> <p>省エネルギー改修事業（法第5条第2項第3号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、ESCO事業を可能な限り幅広く導入するものとする。 ・ ESCO事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フィージビリティ・スタディなどESCO事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。 ・ ESCO事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。 ・ ESCO事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。 ・ ESCO事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。 ・ ESCO事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。 ・ ESCO事業の終了前に、ESCO事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。

（下線部は追加箇所、取消線は削除箇所）

・ 国庫債務負担年限等に関する考え方について（案）

本専門委員会においては、国及び独立行政法人等の ESCO 事業導入に向け、具体的な普及方策等の検討を実施することに加え、ESCO 事業における「国庫債務負担年限の見直しの必要性」及び「省エネルギー改修事業の定義の変更の必要性」について検討を行い、その結果を検討会に報告することとしている。また、検討会においては、本専門委員会の報告を踏まえ、法の施行状況等の検討を含めて、結論を得ることとしている。

1. 国庫債務負担年限の見直しの必要性に関する考え方

債務負担年限の見直し¹の必要性に関する考え方について、本専門委員会の考え方は、以下のとおり。

（1）債務負担年限に関する状況等

国及び独立行政法人等における ESCO 事業に係る契約締結実績（[資料 2](#)参照。）、及び ESCO 事業者に対するアンケート調査における現行の債務負担年限（10 箇年度）に関する状況等を整理すると、以下のとおりである。

- 国及び独立行政法人等の調達者側への調査によると、平成 20 年度以降に実施したフィージビリティ・スタディにおいて、ESCO 事業の導入可能性が低い又は困難であると判断された事例のうち、事業期間が 10 年より長い場合には事業として成立する可能性があることとされた事例は 1 件のみであること
- ESCO 事業者に対する調査によると、現行の国の機関における債務負担年限である 10 箇年に関する意見については次のとおり。
 - ・ 債務負担年限 10 箇年への意見で最も多い回答は「わからない」（約 4 割）であり、その理由について回答したすべての事業者が、事業内容や業務形態に依拠するため年限について一概に判断できないとしていること
 - ・ 10 箇年が「適切な長さ」又は「長い」とする意見は約 3 割であり、「短い」とする意見と同数であること
 - ・ 「わからない」又は「長い」とする回答の理由として、事業期間が長い場合は、リスクが増えるとの意見があること
 - ・ 約 3 割の事業者が現行の 10 箇年では「短い」との回答となっているが、理由を回答した 8 事業者中 3 事業者が「設備更新型 ESCO 事業」による設備更新部に係る費用を国の機関が負担する場合は、事業期間は 10 年でも事業化可能としていること
 - ・ 上記 3 事業者以外の 2 事業者についても、設備更新等の場合は 10 年では事

¹ 債務負担年限は 10 年から 15 年に延長との意見。

業成立が困難であることから、延長が必要との回答であること

- ESCO 事業者に対する調査によると、ESCO 事業が進展しない要因として「事業期間が長くリスクが高い」とする意見が約 2 割あげられていること

(2) 債務負担年限の見直しの必要性に関する考え方

平成 20 年度以降に実施したフィージビリティ・スタディにおいて、債務負担年限の延長により事業が成立する可能性があったものは 16 件中 1 件のみであり、債務負担年限を延長しても ESCO 事業の導入が促進される可能性は低いものと見込まれる。

また、債務負担年限の長さについての ESCO 事業者の意見は、「短い」とする意見と「適切な長さ」又は「長い」とする意見がそれぞれ約 3 割あり、意見が分かれているところである。また、事業期間が長い場合は、事業者にとってリスクが増えるという意見もあり、債務負担年限の延長による事業期間の延長は ESCO 事業を発注しても入札参加者が集まらないなどの発注時のリスクの増加が懸念される(これまでも、国の施設 1 件で 2 回発注手続きを行ったが、2 回とも参加者なしで不調となっている(平成 21 年度))。

以上を踏まえると、債務負担年限を延長しても ESCO 事業が増加する可能性は低く、逆に事業者側のリスクとなる可能性もあることから、当面は現行のとおり、債務負担年限は 10 箇年度以内とする。

なお、フィージビリティ・スタディの事例では、国庫債務負担年限を 5 年程度伸ばしただけでは事業期間内の省エネ効果による削減額で回収できるケースはほとんどなく、ESCO 事業の推進に当たっては、設備機器等の更新時期に合わせて通常の設備機器に係る更新事業と ESCO 事業を一体的に行う設備更新型 ESCO を推進することが効果的であると考えられることから、主要設備等の更新、改修計画の検討の際には、設備更新型 ESCO も含め、ESCO 事業の導入可能性判断を実施するよう周知を図ることとする。

2. 省エネルギー改修事業の定義の変更の必要性に関する考え方

環境配慮契約法に係る契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年どおり提案募集を実施したところ、ESCO事業に関連する提案として、以下の定義の変更に関する提案が寄せられた。

省エネルギー改修事業の定義に変更の必要性に関する本専門委員会の考え方は、以下のとおり。

(1) ESCO事業に関する提案の概要

環境配慮契約法第5条第2項第3号における(ア)「省エネルギー改修事業(ESCO事業)」に係る定義を変更し、(イ)「省エネルギーサービス事業」としてはどうか

(ア)「省エネルギー改修事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。」

(イ)「省エネルギーサービス事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料、水、維持保全等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)を包括的に行うとともに、当該設計等により得られる削減額を保証する事業をいう。」

(2) 定義の変更の必要性に関する考え方

ESCO事業は、省エネルギー改修を実施し、保証された光熱水費の削減額ですべての事業費を賄うものであり、新たな財政負担を伴わない事業であることから、提案内容(「省エネルギーサービス事業」)は、ESCO事業の前提となる考え方とは異なっている。

このため、省エネルギー改修事業(ESCO事業)の定義の変更は不要と考えられる。

．基本方針解説資料に盛り込む事項等の概要について（案）

前記 の省エネルギー改修に係る契約に関する基本的事項の改定案を踏まえ、新たに基本方針解説資料に盛り込む事項等については、以下のとおり。

1．ESCO 事業の普及促進に向けた考え方

解説資料に示された面積当たり一次エネルギー消費量及び光熱水費の目安となる閾値²をとともに満たす国の機関の施設は、それほど多くない状況にある。他方、国及び独立行政法人等に限らず、地方公共団体や民間を含めた ESCO 導入事例をみると、相対的に施設規模が小さいにもかかわらず、ESCO 事業として成立している場合もある³。こうした施設は、面積当たり一次エネルギー消費量が多い、あるいは ESCO 事業の実施によるエネルギー消費量の削減率が高い等の傾向がみられる。また、国の機関において庁舎等として使用されている施設（合同庁舎等及び一般事務所庁舎）は、一般に面積当たり一次エネルギー消費量は少ない傾向にあるが、試験研究施設、厚生施設、文化施設等については、相対的に多い傾向にある。

このため、面積当たり一次エネルギー消費量及び光熱水費の目安となる閾値を超える施設については、他の改修計画等との整合性を考慮しつつ、積極的に ESCO 事業の導入に向け検討を進めることとするとともに、閾値にかかわらず、設備機器の更新時期やエネルギー使用実態等の施設の特性等を踏まえ、事業化の可能性を検討するものとする。

なお、導入可能性判断において、ESCO 事業の導入による効果が低い又は困難であると判断された施設については、一定期間経過後に改めて ESCO 事業導入の可能性を検討するものとする。

2．新たに盛り込む事項等

省エネルギー改修に係る契約に関する基本的事項の改定案において、設備等の更新や改修計画の検討に当たって、新たに ESCO 事業導入可能性判断の実施について追加したところであり、以下の検討すべき事項等を基本方針解説資料の改定に盛り込むこととする。

（1）設備更新型 ESCO 事業の検討

設備更新型 ESCO 事業については、通常の改修工事と比較して、設備機器の更新による省エネルギー効果が保証されるとともに、設計、施工から維持管理まで包括的に

² 面積当たり一次エネルギー消費量の目安：2,000MJ/m²以上（従来型 ESCO 事業）又は 1,500MJ/m²以上（設備更新型 ESCO 事業）、光熱水費の目安：年間 5,000 万円以上

³ 例えば延床面積 5,000 m²未満の施設は導入事例 192 事例中 8 事例。

事業者へ委託することで、事業者の創意工夫により、全体のコスト削減効果も期待できるものである。このため、設備更新型 ESCO 事業の導入促進の観点から、解説資料に以下の事項を盛り込むものとする。

- 設備機器の老朽化に伴う通常設備改修等に当たっては、設備更新型 ESCO 事業の実施可能性について検討すること

(2) バルク方式による ESCO 事業の検討

単一の施設では、施設規模、エネルギー使用量、光熱水費等が小規模であることから、通常 ESCO 事業としては成立が困難な場合について、近隣にある複数の施設をまとめ一括して ESCO 事業を導入する方式（バルク方式）が、地方公共団体等において採用・導入されている事例もある。このため、バルク方式による ESCO 事業の採用可能性の検討に向けて、解説資料に以下の事項を盛り込むものとする。

- 個別の施設については、ESCO 事業としてふさわしい事業規模が確保されない場合であっても、周辺の複数の施設における設備等の更新時期等を踏まえ、一括して発注を行う方式（バルク方式）の採用可能性を検討すること

3. 普及方策に係る追加事項等

国及び独立行政法人等における ESCO 事業の普及促進のための方策については、本日の検討会における議論及び第 3 回専門委員会における検討結果を踏まえ、必要に応じ、解説資料の適切な箇所に盛り込むこととする。